

福島学院大学マネジメント学部履修規程

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この規程は福島学院大学学則（以下「学則」という）第41条の規定に基づき、マネジメント学部地域マネジメント学科における履修について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 履修および成績評価、単位認定等

(履修届)

第2条 学生は学則第32条に定めるところに従い、学期ごとに履修する科目を選定し、教務課の指定する日までに履修届を提出するものとする。

(履修者の制限)

第3条 選択科目に関し、担当教員は学科長の承認を得て、受講定員を定め、もしくは履修者を制限することができる。

2 履修者の決定は、その趣旨による公正な方法によって担当教員が決定するところによる。

(履修科目の変更)

第4条 届け出た履修科目の変更は、1回目の授業が開始された日から2週間以内であれば履修変更届を教務課へ提出し、他の科目への変更を行うことができる。

(履修科目の放棄)

第5条 届け出た履修科目を学生が放棄する場合は、所定の放棄届を教務課へ提出するものとする。

2 履修の放棄は、当該授業を開始した日から2週間以内に届け出るものとし、その後は認めないものとする。

(出欠確認および遅刻・早退の取扱い)

第6条 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分以内の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。

公共交通機関の遅延等による場合はその旨担当教員に申告し、教員が正当と認めれば、欠席扱いもしくは減点としない。

- 2 授業時の出席確認の際に不正行為（代返等）もしくはこれに準ずる行為が認められた場合には当該不正者の成績から1回につき1点を減点する。
- 3 授業科目について、必要な時数として定められた時数の3分の1を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」とする。
- 4 学外で行う演習科目等の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該機関の定めるところによるものとする。

（成績審査の方法）

第7条 学則第39条第1項第2号に定める本学の行う成績審査の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等（以下試験等という）担当教員の定めるところによって行う。

（試験等の期間）

第8条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜に行うほか、学期途中および学期末に試験期間もしくは試験日を設けて行う。

（不正行為）

第9条 試験等において試験規程第3条に定める不正行為があったと認められた学生は当該試験科目の成績を零点とする。

- 2 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと認められた学生は、学則第52条（懲戒）の規定に基づき教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

ただし、試験規程第3条第1項第5号に定める「本人に替わって受験を行った者およびそれを行わせた者」については一度であっても懲戒の対象とする。

（成績評価）

第10条 学生の成績の評価は学則第39条（成績評価および単位認定）に定めるところによる。

- 2 成績評価は試験等の総合評価とする。
- 3 Dの評価および欠格は成績通知書に記載するが証明書には記載しない。

（編入学、転入学、再入学者の単位認定）

第11条 本学に編入学、転入学、再入学した者が本学入学前に修得した授業科目および単位について、入学時に本学で履修したと認めた場合は、本学の教育課程を履修したものとして認定する。

- 2 前項の入学時に本学で履修したと認めた授業科目およびその単位数は学籍簿には「認定」と記載し、学則第39条の2に定めるGPAの基礎としない。

（追試験）

第12条 学生が次の事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかにその旨を教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気（医師の診断書）
 2. 事故・災害（事故証明書、災害証明書）
 3. 公共交通機関の遅延・運休（交通機関の遅延・運休証明書）
 4. 忌引（2親等までに限る。礼状等または父母等の証明書）
 5. 自宅または居所の緊急事態（父母等の証明書）
 6. 就職試験等（受験先又は学生支援・キャリア支援課長の証明書）
 7. 結婚（本人又は2親等までに限る。案内状または父母等の証明書）
 8. 本人の不注意と認められる場合。ただし、年度内に3科目以内に限る。この場合、80点を満点とし、1科目につき追試験料5千円を徴収する。
- 2 定期試験開始後30分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに教務課長（不在時は課員）にその状況を説明し確認を受け、1週間以内に試験監督員ならびに教務課長の退出事由に関する証明書および原則として医師の診断書を添付のうえ教務課に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。
 - 3 国民体育大会や海外遠征試合等の選手として、関係機関より参加要請があり、教授会の議を経て学長が参加を許可した場合は、教務課に追試験願を提出し追試験を受験することができる。

（再試験）

第 13 条 卒業学年に在籍し、第15条に定める再履修を行う者について、卒業年度内の再履修が困難であり、卒業もしくは認定資格等取得に必須の科目が2科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができる。

ただし、次の場合は再試験を受験することができない。

1. 試験等(当該科目以外を含む)において不正行為があったと認められる者
 2. 当該科目の出席が不足し、欠格となった者
 3. 当該科目の受講態度が芳しくないとは担当教員が判断した者
 4. 再試験を受けても当該科目の総合評価で合格することが困難であると担当教員が判断した者
- 2 再試験において合格した者の点数は70点を上限とする。
 - 3 再試験料として1科目につき5千円を徴収する。

（再履修）

第 14 条 成績評価の結果不合格と判定された者、履修を放棄した者、欠格となった者は、再履修願を教務課に提出し、担当教員と協議して教務課の指定するところの方法および期間により再履修することができる。

（他学部および短期大学部での科目履修）

第 15 条 学生が他の学部もしくは併設の短期大学部で授業科目を履修することを希望する場合は、所定の履修願を提出し履修することができる。

この場合の履修単位は学則第34条に定める履修単位の上限に含むものとす

る。

(他大学等での科目履修)

第 16 条 学生が、他大学等の授業科目の履修を希望する場合は、学則第54条の定めるところにより、特別聴講学生として履修することができる。

2 前項の授業科目を履修する場合は、特別聴講願を提出し本学および履修科目開講大学等の許可を受けるものとする。

なお、本学と協定を締結する大学等の履修料は無料となる。

第3章 補 則

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

附則

1. この規程は令和5年4月1日から施行する。

2. この規程の所管は教務課とする。